

掛川市規則第26号

掛川市事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年9月30日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

掛川市事務の委任及び補助執行に関する規則（平成17年掛川市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「教育委員会」の次に「、農業委員会」を加える。

第6条第1項第6号中「検診命令」の次に「、同条第2項の規定による報告依頼」を加え、「同条第4項」を「同条第5項」に改め、同項第11号中「第76条」を「第76条第1項」に改め、同項中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 法第78条の2第1項の規定による申出に係る徴収金の徴収に関すること。

第6条第2項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「第4条第1項」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等支援法第14条第1項」を加え、同条に次の1項を加える。

3 市長は、法第55条の4第2項の規定により、次に掲げる事務を所長に委任する。

(1) 法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給に関すること。

(2) 法第55条の5の規定による報告に関すること。

(3) 法第78条の2第2項の規定による申出に係る徴収金の徴収に関すること。

### 附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。